

## 聴覚障がい者情報提供施設のあり方について

## 【視聴覚障がい者情報提供施設】

身体障害者福祉法に定める「身体障害者社会参加支援施設」の一つです。

視覚障がい者情報提供施設（点字図書館）は、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、点訳を行なう者の養成・派遣などを行う施設であり、現在、道内には6箇所の施設が開設されています。

（北海道2ヶ所、札幌市・旭川市・小樽市・釧路市各1ヶ所）

しかし、聴覚障がい者情報提供施設は札幌市の施設のみであるため、北海道としての整備が課題となっています。

昨年、意思疎通支援条例及び手話言語条例の制定を契機に、未整備である聴覚障がい者情報提供施設の開設について具体化に向けた検討を進めています。

## 1 聴覚障がい者情報提供施設とは

聴覚障がい者情報提供施設の主な機能は、次のとおりです。

- ・聴覚障がい者用の録音物、その他各種情報を記録したものを製作
- ・手話通訳等を行なう者の養成又は派遣
- ・情報機器の貸出
- ・聴覚障がい者に関する相談等

## 2 北海道の聴覚障がい者情報提供施設とは

現在、北海道の聴覚情報提供施設はありませんが、聴覚障がい者情報提供施設の機能とされているものは、各種事業として実施しています。

＜北海道で実施している事業＞

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・字幕ビデオライブラリー事業 | ・手話通訳者設置事業      |
| ・手話通訳者養成・派遣事業  | ・ろうあ者相談員設置事業    |
| ・要約筆記者養成・派遣事業  | ・盲ろう者通訳・介助員派遣事業 |

## 3 施設開設の動向

- 道では、これまで聴覚障がい者情報提供施設の開設に向け、北海道ろうあ連盟等との意見交換を行ってきました。
- 現在、北海道ろうあ連盟の設置運営による施設の開設を検討しており、事業内容等について道と協議を行っています。
- 聴覚障がい者情報提供施設は、段階的に充実を進めていきたいと考えており、あるべき姿や求められる機能の整理が必要となっている。

## 4 北海道の聴覚障がい者情報提供施設に求められる機能とは

（北海道の広域・分散型の特性に応じた機能）

- ・災害時の対応
- ・ICTの活用
- ・手話通訳者の広域的な対応など

## 5 皆さんが聴覚障がい者情報提供施設に求める機能とは